

自治体における地域担当職員制度と災害時の地域対応に関する考察

A study on the System of Regional Staff in Local Government and Local Correspondence at the Time of Disaster

○江坂 摩由里¹, 布目 貴大¹, 石原 宏¹, 荒木 裕子¹
Mayuri EZAKA¹, Takahiro NUNOME¹, Hiroshi ISHIHARA¹ and Yuko ARAKI¹

¹名古屋大学減災連携研究センター

Disaster Mitigation Research Center, Nagoya University

In some local governments, "regional staff in local government" is introduced and promote civic collaboration. When a relationship of mutual trust is built by inhabitants and a staff of local government, enforcement of the effective correspondence based on the relationship of mutual trust in the disaster prevention activity can be expected. However, as a result of investigation, the staff of "the system of regional staff in local government" and the staff who gave a local response at the time of a disaster are different, it was found that a information sharing is a problem.

Keywords : Civic Collaboration, Local Government, Disaster Management.

1. はじめに

近年、大規模な自然災害が各地で発生し、地域住民が地域コミュニティ内で協力し助け合う「共助」の取り組みが改めて推奨されている。これら住民の共助を推進するためには、防災訓練を始めとする平時からの地域活動はもちろんのこと、地域と行政が共に取り組む「協働」と、その実現のための支援も必要であると考えられる。加えて災害時の混乱の中で情報共有や調整を行うにあたっては、平時以上に信頼関係が重要となる。

平時において、行政は様々な手法を用いて地域と行政の協働体制の構築を進めており、その中の1つとして「地域担当職員制度」が挙げられる。

地域担当職員制度とは、行政職員が各地域の担当者として配属され、住民との対話や交流を通じて地域課題の解決を図る制度を指し¹⁾、現在300以上の自治体で導入されている¹⁾。住民と密接に関わる同制度の防災面での活用は、より円滑な災害対応に貢献できると考えられる。しかし、これまで地域担当職員制度については、制度の内容や利点、運用上の課題等について調査・報告されているが²⁾、防災上の取り組みや災害時の対応については示されていない。

そこで本稿では、平時のみならず発災後も地域と行政の協働が円滑に行われることを目的として、地域担当職員制度を持つ自治体に加え類似の制度を持つ自治体へ制度の内容と災害時の地域対応についてヒアリング調査を行い、その上で地域担当職員制度の災害時の展開上の可能性と課題を考察する。

2. 地域担当職員制度の事例調査

地域担当職員制度を持つ愛知県内の3つの自治体と、別途職員を雇用して地域活動を支援する制度を持つ三重県四日市市を対象として、その取り組みと地域担当職員の防災に繋がる平時の活動、及び災害時の役割の有無について調査を行った(表1)。

(1)名古屋市

名古屋市は政令市であるため、地域に密に関わる職員は主として区役所の職員である。制度の運用方法は区役所ごとに決定しているため全市的に統一されていない。今回ヒアリングを行った天白区では、管理職と一般職が

主担当・副担当という形で各地区2名ずつ割り振られ、今回の調査対象の中で唯一部長職を登用対象に含んでいる。平時の防災活動面では、担当地区の防災訓練への参加、災害時の避難所担当と同一の職員の登用が行われている区がある一方で、特段活動していない区もあり、活動の状況は区により異なる。発災後の対応については、避難所施設ごとの担当職員が別に存在するなどの理由から現在は地域担当職員に役割を定めていない。

(2)半田市

半田市においては制度開始から現在2期目であり、通常職務でも地域住民と直接関わる人が多い職位の職員を登用して制度のあり方や地域住民との関わり方を徐々に確立させている。平時の防災活動面においても、地域の防災訓練に出席するなど担当職員と地域の顔つなぎを重視している。発災後については役割を定めていない。

(3)高浜市

高浜市では地域の要望に応える形で地域担当職員制度に該当する「まちづくり協議会特派員制度」が創設された。平成29年度に制度の見直しが行われ、現在は入庁して日の浅い職員が地域を学ぶ場とする職員研修の面が強くなっている。

平時の防災活動面では、担当地区の防災訓練へ参加することとなっているが、防災に関する会議へは防災担当部署の職員の中から別に地区担当を定めて出席している。発災後については役割を定めていない。

(4)四日市市

四日市市では自治体職員ではなく一般の住民を試験により登用し、地区市民センターに専任職員として常駐している。地域活動における相談窓口であり、活動内容への助言以外に行政や関係団体との仲介を担う役割もある。発災後の職務は定められていないため、一般の地域住民という扱いとなる。

3. 災害時の地域対応

2章の調査事例では、地域担当職員制度において災害対応の役割は具体的に検討されていなかった。そこで本章では、愛知県内において地域担当職員制度の運用年数が長い高浜市を事例として、現行の災害対応体制を示し、災害時に起こりうる課題を考察する。

高浜市においては前述のとおり、地域担当職員であるまちづくり協議会特派員には災害時の役割が定められておらず、通常職務に基づく災害対応業務に従事するものとされている。地域防災計画において、災害発生時に地域住民と直接関わるのは主に地域との連絡調整を行う「地域班」、避難所の運営に携わる「施設班」「学校班」である。地域班は平時に町内会やまちづくり協議会等の地域活動に関する事務を行う地域協働担当部署が担い、発災直後にはまちづくり協議会より報告される情報の集約、行政が発信する情報の住民への周知などを行う。

一方、施設班、学校班を構成するのは、公民館等の公共施設担当、保育士を含む保育園・幼稚園担当、教育委員会となっている。専門職である保育士は地域担当職員制度の対象からは外されている。

地域班を構成する部署は平時から地域との関係性が強いいため、地域との調整については比較的スムーズな実施が可能と考えられる。しかし、施設班及び学校班の職員は、子育て世代以外の住民との繋がりが希薄である可能性も否定できない。地域特性や地域団体等の情報を持たずに避難所へ派遣された場合、実際の運営を担う地域住民との調整、ひいては円滑な避難所運営・対応が困難となることが考えられる。

4. 考察

ここまで、地域担当職員制度を持つ自治体において、現状では地域担当職員の防災上の位置付けを行っておらず、平時の地域活動と災害対応のための地域活動を分離した体制作りが進められていることを示した。

地域担当職員制度は地域の課題やニーズ等重要な情報を集約し実情に応じたきめ細やかな対応を目指した制度であり、担当職員が地域に足を運び築いた信頼関係の下

に得た情報には情報濃度の高いものも多分にある。

しかし、災害時に地域に出向き活動する職員がその情報を入手し、現場で生かすことまでは検討されていない。

情報の活用に関する対応策としては避難所担当職員の地域担当職員としての登用や、地域担当職員が得た地域情報を共有する体制の構築等が考えられる。ただ、職員の大幅な負担増が見込まれるものは実際の運用が困難であることが予想される。

四日市市の地域マネージャーも、発災後の役割は定められていない。しかし専任職員であることから発災後も地域で活動することが可能と考えられ、地域の事情に精通し行政とも繋がりのある者が住民側として活動することで両者のパイプ役としての活躍が期待できる。

本稿では現行制度の活用展開の検討を行ったが、引き続き災害対応経験のある自治体において平時の地域協働の支援制度や枠組みがどのように活かされたのか、またどのような課題が残ったか調査を行い、地域担当職員制度等の平時と災害時双方の有効な連携方法の検討を行っていきたい。

補注

(1) 参考文献 1)によると、全国の市区町村 1,741 団体を対象とした調査で回答数(回収率 66.2%)のうち、地域担当職員制度を実施していると回答したのは 345 団体 (30.0%)であった。

参考文献

- 1) 一般財団法人地方自治研究機構：地域担当職員制度に関する調査研究, pp.161, 2017
- 2) 稲垣浩：地域担当職員制度の制度設計・課題の整理と展望. 開発論集-, Vo.93, pp.89-106, 2014

表 1 地域担当職員制度一覧

自治体名	名古屋市	半田市	高浜市	四日市市
人口規模	2,320,146 人	119,719 人	48,450 人	312,294 人
制度名称	学区担当制	地域担当職員	まちづくり協議会特派員	地域マネージャー
制度開始時期	平成 29 年 4 月	平成 27 年 4 月	平成 20 年 4 月	平成 16 年 4 月
対象となる職員等	区役所職員	副主幹以下の職員(公募制)	概ね入庁 2~6 年目の職員(公募制)	選考試験に合格した住民
担当任期	区により異なる	2 年	2 年	1 年(4 年まで再任可)
併任/専任	併任	併任	併任	専任
業務上の位置付け	公務	地域の依頼有:公務 その他:ボランティア	会議参加:公務 その他:ボランティア	公務
支援対象の単位	小学校区	小学校区, 自治区	まちづくり協議会(小学校区)	地区市民センター
支援対象の地区数	266	14	5	23
地区毎の担当者数	区により異なる(天白区:2)	2	3	1
制度創設のきっかけ・目的	「区のあり方基本方針」制定に係る議論において地域課題の把握・対応の重要性が挙げられたため	市長が方針として定める「現場主義」を推進するため	まちづくり協議会からの提言に基づき、地域活動を全庁的に周知するため	市民活動による地域コミュニティの活性化を目標とし、人材面から活動を支援するため
主な活動内容	地域の会議・活動へ参加, 地域の課題・ニーズの把握, 行政情報の提供	地域の会議・活動へ参加, コミュニティの活動支援, 地域と関係課のつなぎ役	地域の会議・活動へ参加, 担当部署との連携・調整, 行政書類の作成補助, 活動の情報発信	地域社会づくりの推進, 地域団体等との連絡調整及び指導助言, 地域の人材活用, 地域防災
平時の防災活動	担当地区の防災訓練への参加等各区の方針による	地域との顔つなぎ, 防災訓練への参加の呼びかけ	担当地区の防災訓練への参加	地区の防災活動に対する補助, 助言等
災害時の役割	検討なし	検討なし	検討なし	検討なし